

平成23年11月10日

社会保障審議会介護給付費分科会  
分科会長 大森 彌 様

社会保障審議会介護給付費分科会 委員 馬袋 秀男  
(民間介護事業推進委員会 代表委員)

## 平成24年度介護報酬改定に関する意見

介護保険制度の施行から10年を経て、今後さらに都市部を中心とした急速な高齢化の進展が見込まれておりますが、全国的にみても、在宅において中・重度の要介護者が増加することは避けられません。このため、医療・介護の連携、リハビリテーションやレスパイトケアの充実強化も含め、高齢者の在宅での生活を継続できる「地域包括ケアシステム」の構築は急務であります。こうした中、昨年の社会保障審議会介護保険部会等の議論を踏まえ、本年6月15日には、改正介護保険法（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）が成立し制度的な基盤強化が図られました。

介護保険制度の創設以来、脈々と流れる基本的な理念は、国民が高齢期を迎え、たとえ介護の必要な状態になっても「住み慣れた地域で安心して暮らし続けること」であり、この実現のためにも、在宅における24時間シームレスな医療・介護サービスの提供体制の充実強化が不可欠なことから、我々、民間介護事業推進委員会では、在宅での生活継続を重視した「地域包括ケアシステムの構築」を強く願うものであります。さらには、こうした介護保険制度の充実強化に当たっては、介護従事者の処遇改善を図り、キャリアアップも含め、意欲をもって働き続けられる環境を整えていかなければなりません。

一方、この度の介護報酬改定においては、東日本大震災の被災地の一日も早い復興という全国的な課題もあり、介護保険制度のみならず諸施策における財源確保が極めて厳しい状況であることも十分に認識するところであります。しかしながら、わが国の少子・高齢化は確実に進行しており、高齢化のピークは目前に迫っております。このため、将来にわたって良質な介護サービスが安定的に提供される持続可能性の高い介護保険制度としていくためには、安定的かつ良質な医療・介護サービスが提供される基盤を構築することも不可欠であると考えます。

このため、民間介護事業推進委員会では、前述の基本的な方針を前提としつつ、今回の介護報酬改定に当たって、以下の重点項目（項目及びサービス名の表記は厚生労働省作成の「介護給付費分科会における議論の整理」に対応）について要望致します。

## 1. 居宅サービス・地域密着型サービスについて

### (1) 新サービスについて

「定期巡回・随時対応サービス」の創設は、利用者の在宅での生活機能の継続を重視したサービスとして「地域包括ケアシステム」における基盤となるものであると認識しておりますことから、民間として積極的に取組むためにも以下の点について要望します。

①「定期巡回・随時対応サービス」の普及促進に当たっては、包括的な報酬の設定をお願いしたい。また、人材確保の観点から、人員基準の設定に当たっては柔軟な対応が可能となるよう配慮願いたい。さらに、広く当該サービスの普及を促進するため、地域の特性に応じた柔軟な対応が可能となるようお願いしたい。

②「複合型サービス」については、人材確保の観点から、人員基準の設定に当たっては柔軟な対応が可能となるよう配慮願いたい。とりわけ、看護師の配置については特段の配慮をお願いしたい。

### (2) 居宅サービスについて

居宅サービス系については、今後のさらなる高齢化の進展に的確に対応し、サービス供給量を確保していくためにも、民間介護事業者の果たす役割も大きいと認識しておりますことから、民間として積極的に取組むためにも以下の点について要望します。

#### ①訪問介護・介護予防訪問介護について

○訪問介護サービスの生活援助の時間区分の見直し、介護予防訪問介護の基本サービス費の見直しに当たっては、在宅重視（利用者の在宅での生活機能の継続）という介護保険制度の主旨を踏まえ、利用者の自立支援と重度化防止の観点から、現場実態とエビデンスに基づき、慎重に検討を進めることをお願いしたい。

○サービス提供責任者の任用要件である「実務経験3年以上の訪問介護員2級課程修了者」の段階的な廃止について、制度創設以来「暫定的な要件」とされてきた経緯については承知しているが、この度示された平成24年度からの段階的な廃止とした場合、事業者側には実質的に4カ月の準備期間しかないことから、現任者の処遇、任用要件を満たす人材確保、システム等の変更など影響が大きく、これらへの急な対応が困難な事業者も発生する。

一方、介護福祉士養成における２級ヘルパー実務経験のみの受験資格廃止は、その実施時期を平成２４年度から平成２７年度に延長されたところである。

こうしたことから、今回のサービス提供責任者の任用要件の見直しに当たっては、その経過措置の在り方について平成２７年度から適用するなど特段の配慮をお願いしたい。

## ②通所介護について

○通所介護サービスの、サービス提供時間区分の見直しに当たっては、介護従事者の労働法規上の制約や人員のシフト調整、システム等の変更など影響が大きいことから、現場実態とエビデンスに基づき、慎重に検討を進めることをお願いしたい。

## 2. 介護人材の確保と処遇の改善策について

平成２１年度介護報酬改定（３％UP）や介護職員処遇改善交付金などにより、介護職員の賃金水準は改善しているものの、経営サイドの観点からは、処遇改善交付金の将来的な持続可能性が判断できない以上、「一時金」や「諸手当」という形での対応にならざるを得ない状況です。

今後、さらなる高齢化の進展に伴い、適切な介護サービス需給を安定的に確保するため、介護職員の処遇改善に向けた取組については、継続的に取り組んでいただきたく、以下の点について要望します。

### （１）介護職員処遇改善交付金について

介護職員処遇改善交付金の対象を介護従事者全体に拡大し、交付金により図られた処遇改善の水準が維持向上できるよう介護報酬に反映させていただきたい。

### （２）地域区分について

地域区分については、経営環境と従事者の処遇に影響が大きいことから、「国の官署が所在しないことにより適用地域の設定のない地域等」の取り扱いについて、現行区分と新区分の係数の乖離が大きい地域については、激変緩和措置など十分な配慮をいただきたい。

### 3. 区分支給限度基準額について

平成 21 年度の介護報酬の加算関係の改定、特定事業所加算及びサービス提供体制加算などの創設により、給付額が増加したにも係らず支給限度額は据え置きとなっています。これにより限度額を既に越えて利用していた方、又は上限額相当の利用をしていた方において、負担増の懸念からサービスの利用抑制が発生するなど、その影響は現在も継続しています。

区分支給限度基準額についての論点としては、「ケアマネジメントの実態を踏まえた上で議論をすべき」とされているところですが、現在検討されている「介護職員処遇改善交付金分を介護報酬へ処遇改善加算（仮称）として組み入れ」等が実施された場合、在宅介護サービスをより多く利用しなければならない中重度要介護利用者には、その影響はさらに深刻な状況が発生すると思います。このため、以下の点について要望します。

- ①区分支給限度基準額について、医療依存度の高い利用者など一定の条件を満たした利用者についてはこれを引き上げることや、これを越えた利用部分についての段階的な利用者負担割合の導入を検討すること、及び事業所のサービスの質を評価する加算（特定事業所加算、サービス提供体制加算）については区分支給限度額に含まないこととすることなど、何らかの方策を講じることにより利用者負担の軽減をお願いしたい。

### 4. 介護サービスの質の評価について

前回の介護報酬改正により設けられた様々な加算要件については、制度が複雑になるとともに、利用者、事業者の双方からもわかりにくいものとなっている。また、事業者側が質を向上させ加算を受ければ利用者の負担が増加することから、事業者として加算が取りにくいといった問題も生じている。このため、サービスの質を高める事業者側の努力と利用者負担の在り方について見直しを図る必要がある。

### 5. その他（補足給付の見直し等）

「特定入所者介護サービス費（補足給付）」は、平成 17 年 10 月から、介護保険の施設サービスなどの居住費（部屋代・光熱費）と食費（食材料費・調理に関わる費用）について、低所得者への配慮として導入されたものであったと認識している。そ

のことからすれば、この仕組みを介護保険制度の中で継続すべきか、所得補償的に公費負担化すべきか、税控除等の対応とすべきかといった方法論も含めて、在宅での利用者も対象とした公平な低所得者対策についてのさらなる議論が必要であると考え

る。

このため、今後さらに在宅サービスを充実強化していく観点から、補足給付の在り方を見直すこと、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費等の負担限度額や負担上限額等を見直すこと、及び重度の要介護者であってやむなく区分支給限度額上限額を超えて利用せざるを得ない方の負担軽減策を講じるなど、在宅サービス利用者に対する低所得者対策を包括的に充実強化させるべきである。

以上

#### 【参考】

「民間介護事業推進委員会」について

民間介護事業推進委員会は、民間の主体性に基づいた活動として、営利、非営利の枠を越えて民間介護事業者の中央団体が参集し、介護保険制度の下での事業環境の整備及びこれを支援する方策等について意見集約及び共同した取組を推進協議する場として設立されました。

(構成団体)

- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
- J A高齢者福祉ネットワーク
- 一般社団法人 日本在宅介護協会
- 日本生活協同組合連合会
- 一般社団法人 「民間事業者の質を高める」- 全国介護事業者協議会
- 特定非営利活動法人 市民福祉団体全国協議会
- 社団法人 シルバーサービス振興会